

総論

1. 機能別・横断的な金融規制体系の検討の必要性

(1) これまでの経済社会情勢と規制体系の概観

- 戦後の厳格な業態別の規制体系から、平成4年以降、業態間の相互参入へ
- 投資性のある金融商品について規制を横断化・柔構造化(平成18年に金融商品取引法を整備)

(2) 金融を取り巻く近年の環境の変化

- ITの進展等により、アンバンドリング・リバンドリングの動きが拡大

(3) 10年後の金融の姿

- 新たな技術の実用化等により、決済分野等における効率化とアンバンドリング・リバンドリングの更なる進展や、金融システムのネットワーク構造の変化等がもたらされる可能性
⇒ 金融システムや金融サービス、金融機関のあり方に抜本的な変革がもたらされる可能性

(4) 現行制度の特徴と検討の基本的方向性

- 現状、基本的に業態ごとに業法が存在し、各プレイヤーのサービスが同一の機能・リスクを有していても、当該プレイヤーの属する業態ごとに規制の内容が異なり得る
- ITの進展や利用者ニーズを起点としたアンバンドリング・リバンドリングの動きなどを踏まえると、各プレイヤーを各業法の業態に当てはめて規制するよりも、金融規制体系をより**機能別・横断的**なものとし、**同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用**することが重要

- ✓ **イノベーションの促進・利用者利便の向上：**
各プレイヤーが自由にビジネスモデルやサービスを選択した上で、そのビジネスモデルやサービスの果たす機能・リスクに応じて、ルールを過不足なく適用
- ✓ **利用者保護・公正な競争条件の確保：**
規制が緩い業態への移動等を通じた規制の回避を防止

(規制の柔構造化)

- 同一の機能には同一のルール
- 業務の内容やリスクの差異に応じてルールの内容を調整

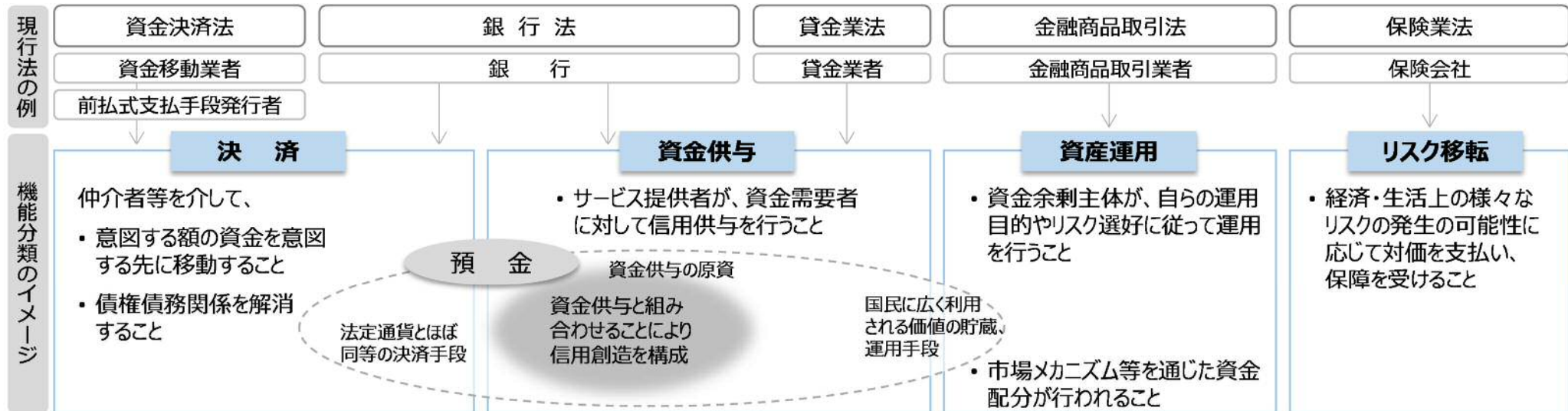
(異なる機能間でのルールの共通化)

- 規制目的が共通の部分についてルールをできるだけ共通化

- このような機能別・横断的な金融規制体系を検討する際には、一体化しつつある金融サービスと非金融サービスとの関係についても視野に入れていく必要

各論

2. 金融の「機能」の分類



3. 金融の各「機能」において達成されるべき利益及び「規制」の態様

- 各「機能」において達成されるべき利益の項目：
 - ① 「機能」の確実な履行
 - ② 利用者に対する情報提供等
 - ③ 利用者資産の保護
 - ④ 利用者情報の保護
 - ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止
 - ⑥ システミックリスクの顕在化の防止
 (注) 証券市場をはじめとした市場の公正性・透明性の確保も重要

- 各「機能」において達成されるべき利益の項目は同じでも、求められる水準等には濃淡があるため、各「機能」の特徴に応じた対応が必要

4. 業務範囲規制やセーフティネット等の主体別規制の考え方と機能別・横断的な規制体系

- 金融・非金融の境界が曖昧になりつつある中、銀行・銀行グループには重厚な業務範囲規制・財務規制・セーフティネットが存在
 - 規制間の役割分担として、業務範囲規制に置かれた力点には再検討の余地
 - 銀行持株会社、銀行、事業会社をそれぞれ頂点とするグループについて、銀行の本業へのリスク遮断効果に係る差異等を考慮した上で、業務範囲規制のイコールフットイング
 - 銀行・銀行グループに期待されるサービスの外縁に変容が予想される中、現在以上に多様な業務を認める場合には、それを踏まえた財務規制のあり方について幅広く検討する必要
 - セーフティネットについても、その目的・対象に変容があり得るかや、目的・対象に応じた実効的な手法を検討していく必要

(注) 信用創造を行わない決済専門銀行について、一般的な銀行と同様のセーフティネットでの対応は不要の可能性。銀行やその属するグループ内の会社に、従来認められていなかった業務を認める場合、セーフティネットで保護すべき部分とそれ以外の部分を平時から実効的に分離可能とし、有事に分離させる措置について検討していく必要。

5. 商品・サービスの提供プロセス等に着眼したルール整備のあり方

- 利用者ニーズに応じた商品・サービスを業態・機能横断的に提供することの妨げにならないよう、商品・サービス提供の代理・媒介プロセスについて、ルールをできるだけ共通化していくことが重要
- 金融システムのネットワーク構造が変化していく可能性がある中、プラットフォームを通じた金融取引に関しては、プラットフォームの利用者(個々の契約当事者)よりも、プラットフォーム提供者(契約当事者をマッチング)を規制する方がより実効的と考えられ、プラットフォーム提供者に対する規律のあり方を検討しておくことが重要

6. 今後の課題

- 今後、各「機能」の中で、個々の業務の内容やリスクの差異をどう認識・測定し、ルールに差異を設けていくかを含めた、より具体的な制度設計が必要
(注) これらの具体的な検討等の結果、本中間整理の内容に修正が必要になることも想定される
- 「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という金融行政の目標との整合性に留意
- 利用者情報の適切な保護に加え、情報の適切な利活用をしやすくなるような環境を整備するという観点に留意
- 以上の検討の際には、以下の観点も考慮
 - ① 国際的なサービス展開への対応・国際的な整合性
 - ② 法令と自主規制等の組合せ
 - ③ 民事法上の扱い
 - ④ 金融に関する基本的概念・ルールの横断化
- このほか、参入ルールの横断化・柔構造化も論点となり得る